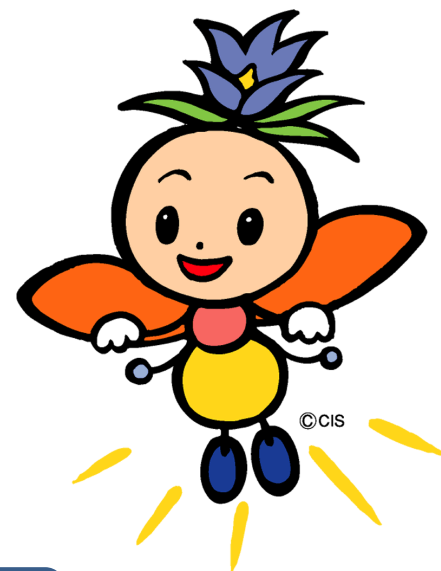


有権者として 選挙に臨む

長野県教育委員会



長野県選挙啓発 マスコットキャラクター 「ほたりちゃん」

「ほたりちゃん」には、「明るく、きれいで正しい」選挙が行われるようにという願いが込められています。

このキャラクターは、長野県のきれいな清流に棲み、明るく光る「ホタル」と長野県花であり、高原に咲き、花言葉である正義を象徴する「リンドウ」をモチーフとしています。

- 1 選挙と地方自治**
- 2 選挙の流れ**
- 3 18歳選挙の現状**

1

選挙と地方自治

～地方議会の現状～

選挙と地方自治について

地方自治 ～住民の権利と参画～

- 公選による長や議会が政治を行う間接民主制
- 条例の制定または改廃の請求、事務監査請求、議会の解散請求
議員・長・副知事又は副市町村長、選挙管理委員・監査委員・
公安委員会の委員の解職請求
は直接民主制の制度
- 住民投票制度など、多様な住民参加の形態

地方公共団体の住民

住民の意義

○地方公共団体の人的構成要素

3要素（区域、住民、権能）の一つ

①地方公共団体の運営の主体⇒**主権者**

地方公共団体の運営に直接・間接に参画
(憲法93条②、95条、地方自治法11条ほか)

②行政サービスの受益者（地方自治法10条②）

③負担を分任する義務（地方自治法10条②、223～229条）

地方公共団体の住民

憲法93条② 長の直接選挙

- 地方公共団体の長、その議員及び法律の定めるその他の吏員は、その**地方公共団体の住民**が、**直接それを選挙**する。

憲法95条 住民投票

- 一の地方公共団体のみ適用される特別法は、法律の定めるところにより、その**地方公共団体の住民の投票**においてその過半数の同意を得なければ、国会は、それを制定することができない。

地方自治法11条 住民の選挙権

- **日本国民たる普通地方公共団体の住民**は、この法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の選挙に参与する権利を有する。

地方公共団体の住民

- ・ **地方自治法 10条第1項**

「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする。」

- ・ **地方自治法13条の2**

「市町村は、・・・その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない。」
⇒住民基本台帳の制度

- ・ 「住所」の要件、認定

各人の生活の本拠をその者の住所とする（民法22条）

外国人の住民

地方自治法の規定

- 「住民」（地方自治法10条、242条、242条の2、244条）
- 「日本国民たる住民」（地方自治法11～13条、**18条**）

地方自治法18条（選挙権）

- 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する

住民の選挙権

選挙権と被選挙権

- **選挙権**

- 18歳以上で、引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者

- **被選挙権**

- 長については、30歳以上（知事）、25歳以上（市町村長）の者
- 議員については25歳以上で「議員の選挙権」を有する者

直接請求制度

間接民主制を補完する仕組み

- ① 条例の制定改廃請求
- ② 事務監査
- ③ 議会の解散請求
- ④ 解職請求（議員、長、主要公務員）
- ⑤ 合併協議会の設置、住民投票

※この他、住民監査請求、住民訴訟

議会と執行機関

- **憲法第92条**

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

- **憲法第93条第1項**

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する

- **憲法第93条第2項**

地方公共団体の長、その議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接それを選挙する

議会及び長による「二元代表制」

- **代表機関同士の抑制均衡・・・機関対立主義**

⇔ 議院内閣制 内閣・与党と野党との間の対立関係

- **首長側に大きな権限・・・首長主義**

(議案提出権、議会解散権等)

国と地方公共団体の組織

国の組織制度	地方公共団体の組織制度
国会優位の議院内閣制	議会と長の二元代表制
国会は「国権の最高機関」	議会は議事機関
国会は「唯一の立法機関」 <ul style="list-style-type: none">・国会に立法権・内閣が制定する政令は、執行政令又は委任政令に限られる。	自治立法権は議会と執行機関に分属 <ul style="list-style-type: none">・議会は条例の制定権・長その他の執行機関も規則・規程の制定権を有する。
	議会に対する長の優越的な側面 <ul style="list-style-type: none">・再議及び再選挙・長による原案執行権・長による専決処分
内閣不信任と衆議院の解散 <ul style="list-style-type: none">・衆議院解散 <div style="border-left: 2px solid blue; padding-left: 10px; margin-left: 10px;"><ul style="list-style-type: none">内閣不信任案が可決内閣総理大臣の裁量</div>	長の不信任と議会の解散の仕組み <ul style="list-style-type: none">・議会の解散 = 長の不信任案の可決 → 議会を解散しない場合、解散後の議会で再度の不信任議決があった場合、失職

地方議会の権限

議員の定数と選挙区

- 議員定数
条例で定める。法定上限は平成23年の自治法改正で廃止
- 選挙区（投票価値の平等と地域代表）

議会の権限「議決権」等

- 議決事項は広範
地方自治法96条第1項（条例の制定改廃、予算の決定、決算の認定 etc.）
- 条例による議決事件の追加
総合計画の策定（長野県基本計画の議決等に関する条例など）
- 政治的な「不信任決議」
- 特別職の任命に対する同意権
- 検査権・監査の請求権、調査権

そして自治立法機能

長と議会の関係

不信任議決と解散

- ① 議会⇒長 特別多数議決により不信任
- ② 長⇒議会 ①により、議会の解散か辞職を選択
- ③ 長⇔議会 ②の解散後の新議会による再不信任により失職確定

再議

- ①一般再議
議会の議決に対して異議があるときは長は再議に付せる
- ②特別再議
 - ・ 違法な議決→再議→審査申立（県又は国）
 - ・ 義務費の削減・減額→再議→長による原案執行
 - ・ 非常災害応急費の削減・減額→再議→不信任の議決とみなす

長による専決処分

- ①法定専決処分
議会を招集する時間的余裕がないことが明らかに認められる場合
- ②任意専決処分
議会の権限に属する簡易な事項で、議決により特に指定したもの

地方公共団体の長

長の優位性

- ①地方公共団体を「統轄」し、これを「代表」する
- ②包括的な処理権限を有する
(地方自治法148条、149条)
議会の議決権限と異なり、制限列挙ではなく
例示的
- ③パワフルな権利・権限（一元制確保の観点）
 - ・ 議案提出権
 - ・ 予算調整権
 - ・ 地方税賦課徴収権などは長に専属
 - ・ 広汎な自治組織権・任命権を保有

「平成26・27年度 第31次地方制度調査会」答申（抄）

第3 適切な役割分担によるガバナンス

3 議会

(1) 基本的な認識

人口減少社会において増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要である。

地方分権改革の進展に伴い、これまで議会の権限や自由度の拡大に資する制度改正が積み重ねられており、議会運営において自主性を発揮できる環境が整ってきている。

そのような環境の中で、地方公共団体のガバナンスにおける適切な役割分担の観点から、議会は、内部統制体制や監査委員の監査等が十分に機能しているかどうかをチェックするとともに、政策の有効性やその是非についてのチェックを行う等、議会としての監視機能を適切に発揮すべきである。

他方、市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化している。

また、政務活動費の使途の問題等により、一部の議員の資質や活動に批判の目が向けられるとともに、議会のあり方が問われる等、議会及び議員に対する住民の信頼確保が大きな課題となっている。議会が議会としての監視機能を適切に発揮するためには、そもそも住民からの信頼が確保されていることが前提であることを十分に認識した各議会や議員の不断の取組が求められる。

以上を踏まえ、団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分に果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。

(2) 議会制度や議会運営のあり方

① 議会招集

議会の招集権については長に専属する原則を維持しつつ、長が臨時会を招集しないときは議長が招集することができるよう法的措置が講じられるとともに、通年会期制の導入がなされ、議会側が必要と認めるときに随時の議会開催が可能となっている。このような制度を、住民の信頼確保という観点も踏まえて、必要に応じて活用していくことが重要である。

② 議決事件の対象

議決事件の対象の拡大は、相当程度行われてきているところではあるが、議会が団体意思決定機能や政策形成機能、監視機能を効果的に発揮するため、地方自治法第96条第2項に基づき、地方公共団体の基幹的な計画等を議決事件に追加する等の取組を積極的に進めることが必要である。

③ 予算審議

現在、議会には長の予算提案権を侵害しない範囲で予算の修正が認められているが、予算については長に提案権が専属していることから、議会による予算修正権の拡大については慎重に検討していくべきである。

「平成26・27年度 第31次地方制度調査会」答申（抄）

<基本的な認識>

○人口減少社会において、増大する合意形成が困難な課題について民主的に合意形成を進めていく上で、議決による団体意思の決定機能をはじめとして、監視機能や政策形成機能等を担う議会の役割は重要である。

○他方、市町村合併等の影響もあり、議員数が減少している一方、投票率が低下し、無投票当選の割合が増えていること等にみられるように、議会に対する住民の関心が大きく低下しており、議員のなり手不足が深刻化している。

○団体意思を決定し、執行機関を監視する役割等を担う議会が、人口減少社会においてその役割をこれまで以上に十分果たすためには、議会制度や議会運営のあり方、議員に求められる役割及び幅広い人材の確保という観点から、方策を講じる必要がある。

県内の市町村の状況

市町村数

77 (全国 2 位)
(19市23町35村)

(総務省 平成30年10月10日)

村の数は 1 位

1位 長野県 (35)
2位 北海道 (21)
3位 沖縄県 (19)

長野県の市町村の特徴

◆ 長野県の市町村は規模が様々

◆ 小規模な町村が多い

◆ 知名度は比較的高い

(参考) 地域ブランド調査2016魅力度上位100市区町村ランキング
軽井沢町 (15位)、松本市 (49位)、白馬村 (76位)、
長野市 (78位)、安曇野市 (92位)

◆ 市町村間の連携が進んでいる



県内の市町村の状況（人口）

- ▶ 長野県は、人口が20万人を超える中核市規模の市から500人未満の村まで多様な市町村により構成
- ▶ 全体の半数を超える43町村が人口1万人未満の小規模自治体

(単位：人 総務省国勢調査 平成27年10月)

順位	市町村名	人口	順位	市町村名	人口	順位	市町村名	人口	順位	市町村名	人口
1	長野市	377,598	21	下諏訪町	20,236	41	山形村	8,395	61	野沢温泉村	3,479
2	松本市	243,293	22	辰野町	19,770	42	原村	7,566	62	南牧村	3,408
3	上田市	156,827	23	軽井沢町	18,994	43	立科町	7,265	63	木祖村	2,926
4	飯田市	101,581	24	御代田町	15,184	44	高山村	7,033	64	小谷村	2,904
5	佐久市	99,368	25	南箕輪村	15,063	45	豊丘村	6,592	65	麻績村	2,788
6	安曇野市	95,282	26	坂城町	14,871	46	阿智村	6,538	66	小川村	2,665
7	伊那市	68,271	27	富士見町	14,493	47	喬木村	6,310	67	栄村	1,953
8	塩尻市	67,135	28	松川町	13,167	48	長和町	6,166	68	生坂村	1,843
9	千曲市	60,298	29	高森町	13,080	49	阿南町	4,962	69	泰阜村	1,702
10	茅野市	55,912	30	山ノ内町	12,429	50	中川村	4,850	70	天龍村	1,365
11	須坂市	50,725	31	木曾町	11,826	51	筑北村	4,730	71	大鹿村	1,023
12	諏訪市	50,140	32	佐久穂町	11,186	52	小海町	4,713	72	南相木村	1,005
13	岡谷市	50,128	33	飯綱町	11,063	53	上松町	4,670	73	根羽村	970
14	中野市	43,909	34	小布施町	10,702	54	木島平村	4,658	74	王滝村	839
15	小諸市	42,512	35	松川村	9,948	55	川上村	4,607	75	北相木村	774
16	駒ヶ根市	32,759	36	池田町	9,926	56	朝日村	4,462	76	売木村	575
17	東御市	30,107	37	飯島町	9,530	57	青木村	4,343	77	平谷村	484
18	大町市	28,041	38	白馬村	8,929	58	南木曾町	4,313	合計		2,098,804
19	箕輪町	25,241	39	宮田村	8,821	59	下條村	3,851	1市町村あたり平均		: 27,257人
20	飯山市	21,438	40	信濃町	8,469	60	大桑村	3,825			

人口減少問題

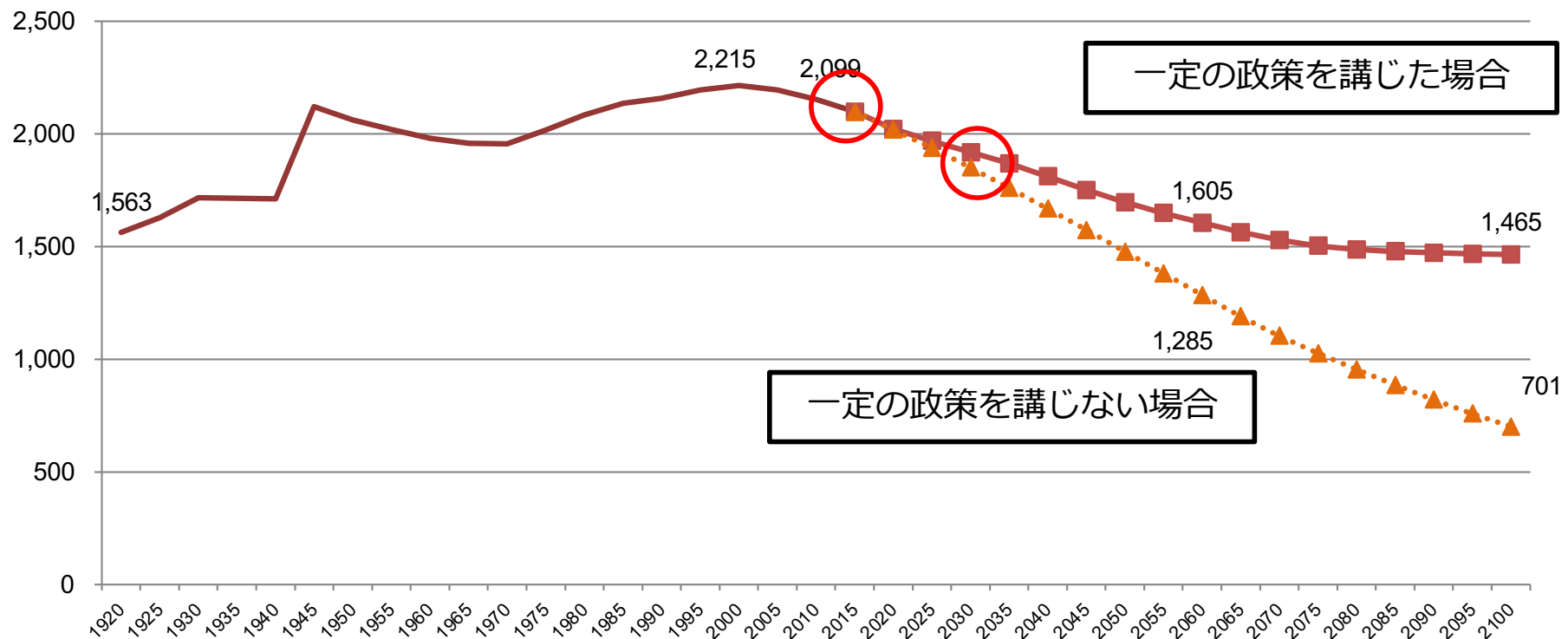
①長野県の人口推計

2,098,804人（全国16位）（2015年国勢調査）

⇒ <見通し> 令和12年（2030年） **184万8千人**

●信州創生戦略等に基づく政策等を講じた場合、長期的には150万人程度で定常化する見通し

長野県の長期人口推計

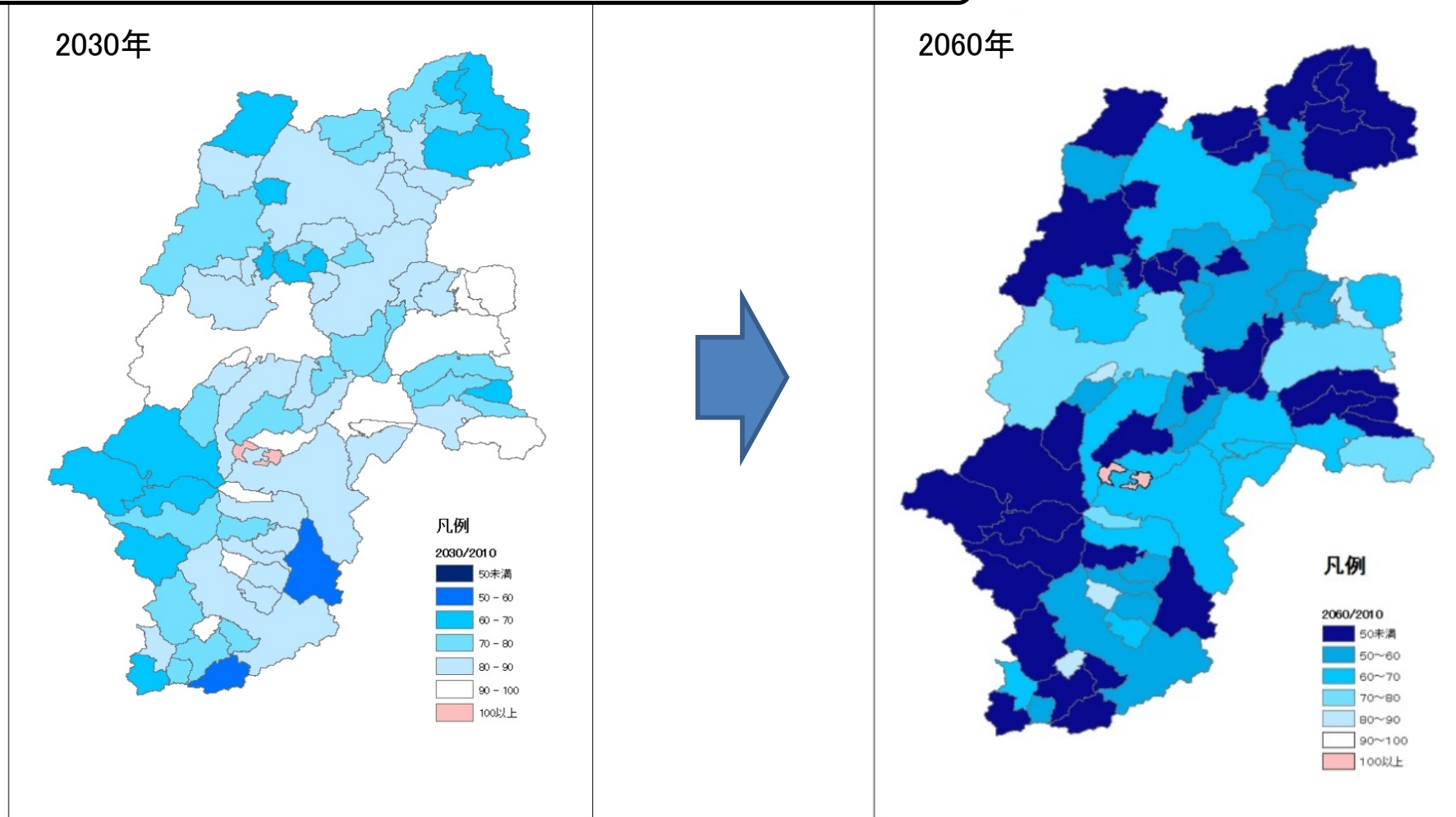


人口減少問題

②市町村ごとの人口増減状況

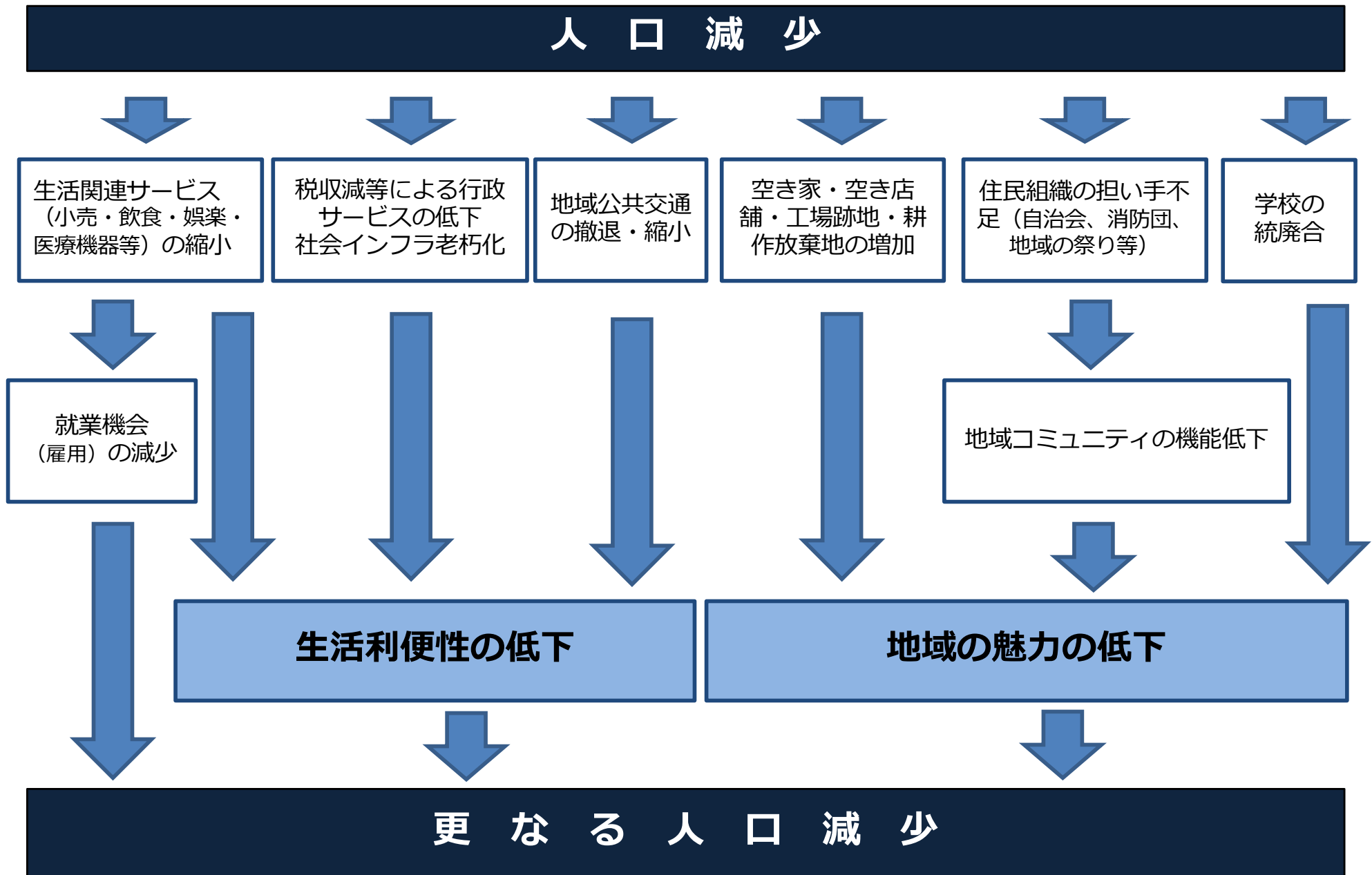
- 国立社会保障人口問題研究所の推計によると、50年後の2060年に35市町村が2010年人口の半分になると見込まれる。
- 50年後には、1村を除く76市町村で人口が8割以下になると見込まれる。

人口増減状況（対2010年）別の市町村数の推移（2013年社人研推計）



人口減少の影響

(資料:国土交通白書2015)



議員のなり手不足

【平成27年統一地方選】

全国373町村議選 ⇒ **無投票89 (23.9%)**

議員のなり手不足が深刻化

- ・ 議員報酬
- ・ 人口減少 etc

「町村総会」の設置（地方自治法第94条）

- ・ 町村は、条例で、第89条の規定にかかわらず、議会を置かず、選挙権を有する者の総会を設けることができる。
- ・ 有権者が予算などを直接審議する仕組み。
- ・ 高知県大川村が検討した。（人口：406人（H28.10.31）大川村HP）

地方議会・議員に関する研究会報告書 平成29年7月

○地方議会・議員の現状と課題

- ・議員数は減少傾向、投票率も低下の一途
- ・住民の関心の低さ、なり手不足は深刻化

○次の観点から「実効的な代表選択」を可能とする選挙制度の議論を深める。

- ・選択ができるだけ容易なこと
- ・政策についての実質的な比較考量ができること。
- ・選挙結果についての納得性が高まること。
- ・有権者の投票参加意欲が高まること。

地方議会・議員に関する研究会報告書 平成29年7月

○市区町村議会議員の選挙制度

- ・ **比例代表選挙を導入するという考え方**
- ・ 制限連記制を導入しつつ、必要に応じて選挙区設置を進めるという考え方
- ・ 単記非移譲式(現行制度)を維持しつつ、選挙区設置を進めるという考え方

○選挙制度の選択制

- ・ 地方自治体の多様性を踏まえ、それぞれ実効的な代表選択を可能とする選挙制度を選択
- ・ 選択の手続きとして、議会の議決のほか、住民投票に付すという考え方



今後、当事者である地方自治体関係者や国会、政党をはじめ各方面において幅広い国民的議論が行われることを期待

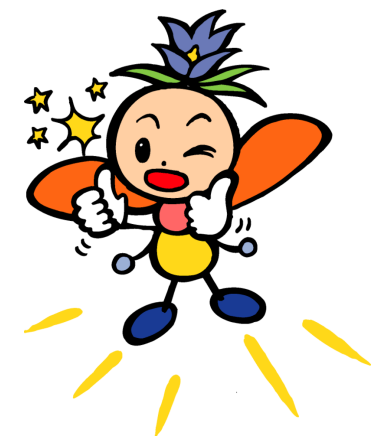
2

選挙の流れ

～選挙はどのように

行われているのか～

- ① 公示（告示）前 【事前準備】
- ② 公示（告示）日 【立候補】
- ③ 立候補受付後～選挙期日前日
【選挙運動】
- ④ 選挙期日① 【投票】
- ⑤ 選挙期日② 【開票】
- ⑥ 投票日以降



選挙管理委員会の所管事務

- 1. 当該普通公共団体が処理する選挙に関する事務**
- 2. 上記に関係のある事務**

を管理することとされている

(自治法第186条)

選挙の管理執行に関する事務

1. 選挙に関する事務の管理

市町村議会議員選挙、市町村長選挙etc.

2. 主として市町村選挙管理委員会が行う事務

- ① 選挙人名簿の調整
- ② 投票及び開票に関する事務

3. 違法な文書図画の撤去

選挙に関する啓発、周知等

- 常時啓発
- 選挙時啓発
- 投・開票速報

事前準備

市町村では

- 投票所や開票所、ポスター掲示場などの場所の確保
- 投票所入場券の発送準備や選挙機材のリースなどの発注
- 投票事務に従事する人の確保 など

県では

- 市町村担当者や県の担当者、立候補予定者に対する説明会の開催
 - ⇒開催には資料の作成や配布物を用意
- 投票用紙など法定諸用紙の印刷
- 選挙啓発資材の準備

選挙に要する経費

選挙の種類	執行額（円）
衆議院議員総選挙	約10億7千9百万円
長野県知事選挙	約8億3千9百万円

主な経費

投票用紙などの法定諸用紙の印刷費、投票所・開票所の経費、選挙事務に従事する人々の人件費、選挙公報を発行する経費、政見放送を行う経費、テレビCMなどの選挙啓発費、候補者が作成するポスターや選挙運動用自動車に係る経費など

公示・告示

- 衆議院議員総選挙・参議院議員通常選挙は公示
- 県知事・県議会議員、市町村長・市町村議会議員選挙は告示

選挙の種類	公示または告示日
衆議院議員の選挙	選挙期日の12日前
参議院議員の選挙	// 17日前
県知事の選挙	// 17日前
県議会議員の選挙	// 9日前
市の選挙	// 7日前
町村の選挙	// 5日前

※衆議院議員総選挙と参議院議員通常選挙では、天皇が内閣の助言と承認によって期日を定めて詔書によって「公示」する。その他の選挙では、その選挙を管理する選挙管理委員会が、選挙の期日を定めて「告示」する。

立候補

公示（告示）日に立候補の受付を行う。



立候補に必要なもの

- ① 立候補届
- ② 戸籍謄（抄）本
- ③ 供託証明書
- ④ 宣誓書
- ⑤ 所属党派証明書
- ⑥ 通称認定申請書

選挙の種類	供託金の額
知事	300万円
県議会議員	60万円
市長	100万円
市議会議員	30万円
町村長	50万円
町村議会議員	なし

※上記のほか、届出後、直ちに選挙運動を開始するため、選挙運動選挙事務所設置届、出納責任者選任届、報酬を支給する者の届出、開票・選挙立会人届が提出される。

選挙運動

○公示・告示日に立候補の届出がされた時から投票日の前日まで選挙運動が可能となる。

○公職選挙法では、選挙の腐敗防止、選挙の公正の確保、金のかからない選挙の実現等のため、選挙運動について様々な規制を定めている。

期間

主体

方法

選挙運動とは

特定の選挙につき、特定の候補者を当選させるため、投票を得、もしくは得させる目的をもって、直接又は間接に必要なかつ有利な行為（S52.2.24最高裁）

選挙の
特定



候補者
の特定



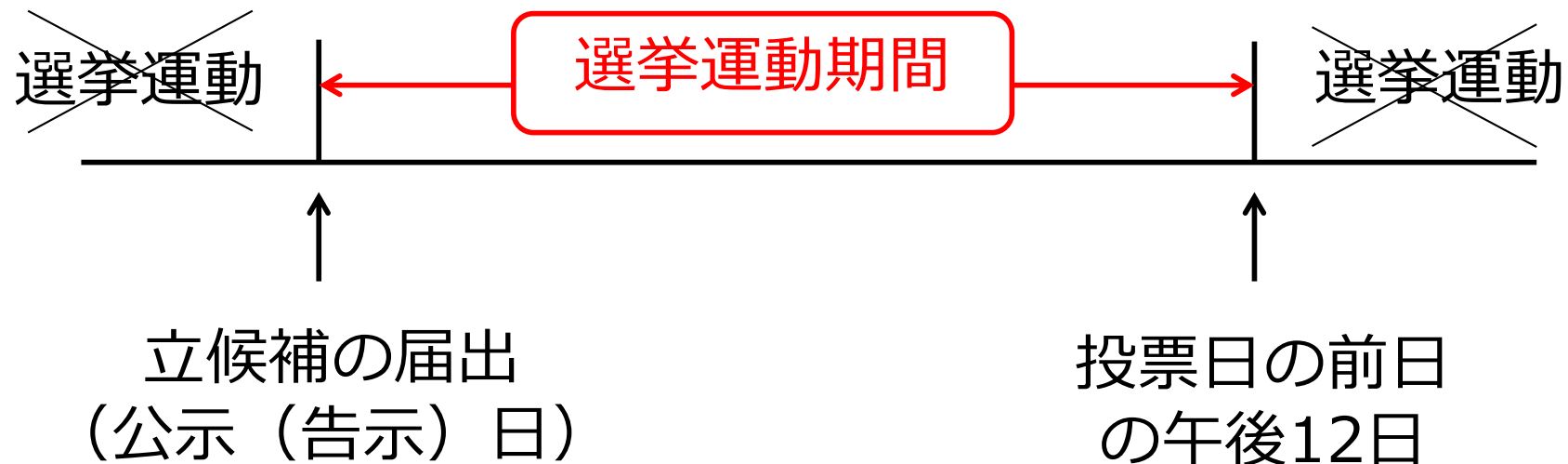
投票の
依頼

**「今度の参議院議員選挙には、
○○○○に
清き一票を投票してください」
選挙運動期間内の働きかけ**

選挙運動の規制（期間）

【公選法第129条】

選挙運動は、各選挙につき、それぞれ・・・公職の候補者の届け出があった日から当該選挙の期日の前日まででなければすることができない。



⑤教育者の地位利用による選挙運動の禁止

【公職選挙法第137条】

教育者は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動することはできない。

「教育上の地位を利用して」とは、教職上占めている特殊な地位を利用しての意味であって、具体的には学校の児童、生徒及び学生を利用して、又はこれらの者との関係において、その父母、PTA等に働きかけることをいう。

<例えば>

- ①校長が、PTA会長に投票のとりまとめを依頼し、会長が児童、生徒の父母に投票を依頼すること。
- ②教育者が教室において、社会科の科目として児童に特定の候補者を支持する講話をすること。
- ③校長が自己の氏名を記載した特定候補者の演説会告知の文書を印刷し、これを担任教師を通じて児童に頒布すること。

⑥ 年齢満18年未満の者の選挙運動の禁止

【公職選挙法第137条の2】

年齢満18歳年未満の者は、選挙運動をすることができない。

※選挙権年齢の引下げにより選挙運動ができる年齢も18歳以上に。

- ×自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込み
- ×他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿
- ×他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広める
(リツイート、シェアなど)
- ×送られてきた選挙運動用電子メールを他人に転送
※成人もできません

満18歳(有権者)になれば、選挙運動が可能になります。

- 友人・知人に直接投票や応援を依頼する
- 電話により投票や応援を依頼する
- 自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む
- 選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿する
- 他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広める(リツイート、シェアなど)

ただし、電子メールを利用した選挙運動は、候補者や政党等以外、満18歳以上の有権者すべての人ができないので、注意が必要。

Q 1

自分のブログに選挙用ポスターを表示してもよいでしょうか。

18歳の高校3年生で、自分のブログを開設しています。応援している候補者の選挙用ポスター画像を、選挙期間中に自分のブログに表示してもよいでしょうか。

Q2

知人への投票をメールで友人に依頼してもいいですか。

17歳の高校2年生です。知人が今度の市議会議員選挙に立候補する予定です。選挙運動用に候補者のFace Bookページを立ち上げ、学校の同級生にメールを送って、このFace Bookページを紹介して、知人への投票を呼び掛けてもよいでしょうか。

投票

○「投票所入場券」がお住まいの市町村選管から自宅に郵送される。
(公職選挙法施行令で市町村選管は交付するよう努めると規定)



○投票は、投票日当日に指定の投票所で行う。
※万が一、入場券をなくしたり忘れたりしても、本人確認ができれば投票できる。

○投票所は、午前7時に開き午後8時に閉じる。
(一部の地域を除く)

期日前投票制度

当日は用事があつて
投票することができない・・・



期日前投票制度を活用してください。

- 投票所に行って、名前と当日投票できない事由を記入
- 立候補者届出の翌日から投票日前日まで投票可能
- 場所は役所やその出張所等の関連施設が多く、住んでいる区市町村の期日前投票所であればどこでもOK

その他の制度

- ・国内居住地から離れたところに滞在している
- ・入院していて当日投票に行くことができない

国政選挙・地方選挙の両方で利用できます

不在者投票制度

- 名簿登録地の区市町村の選挙管理委員会事務局に投票用紙を請求
⇒滞在地で投票

海外に居住している

国政選挙のみ利用できます

在外投票制度

- 在外公館で在外選挙人名簿に登録
⇒在外公館での投票もしくは郵便での投票

期日前投票所等の充実

- ・人口、地勢、交通等の状況を考慮して、期日前投票所を設置。
- ・駅構内や、ショッピングセンター等、頻繁に人の往来がある施設への設置。

	設置数	投票者数に 占める割合
H26 知事選	154	25.29
H26 衆院選	161	28.27
H28 参院選	174	31.83
H29 衆院選	171	37.94

※H28参議院で新たに設置された主な期日前投票所

- ・ 長野市 権堂イーストプラザ市民交流センター
- ・ 上田市 アリオ上田
- ・ 伊那市 伊那市保健センター



投票所の運営

- ① 準備
- ② 選挙人名簿との照合
- ③ 投票用紙の交付
- ④ 投票を拒否する場合は仮投票
- ⑤ 点字投票
- ⑥ 代理投票
- ⑦ 投票所の秩序維持
- ⑧ 不在者投票の受理、不受理等の決定
- ⑨ 投票所・投票箱の閉鎖
- ⑩ 投票録の作成
- ⑪ 投票箱等の送致

開票

開票係

投票を開いて有効投票、無効投票、疑問票に分類する係

点検係

開票係が分類した有効投票の枚数等を確認し、開票管理者、開票立会人の点検を受ける係

審査係（判定係）

疑問票や無効投票を審査（判定）して点検係に回す係

計算係

各候補者の得票数を計算する係

庶務係、記録係、連絡係

投票日以降

○開票録の検収

開票録に誤りがないか確認する。

○選挙会の開催

選挙立会人の立会のもと、開票結果を点検して、各候補者や政党等の得票を計算し、当選人を決定する。

○選挙運動費用収支報告書の受理

選挙運動に関する収支を報告書が、選挙期日後15日以内に選挙管理委員会に提出される。

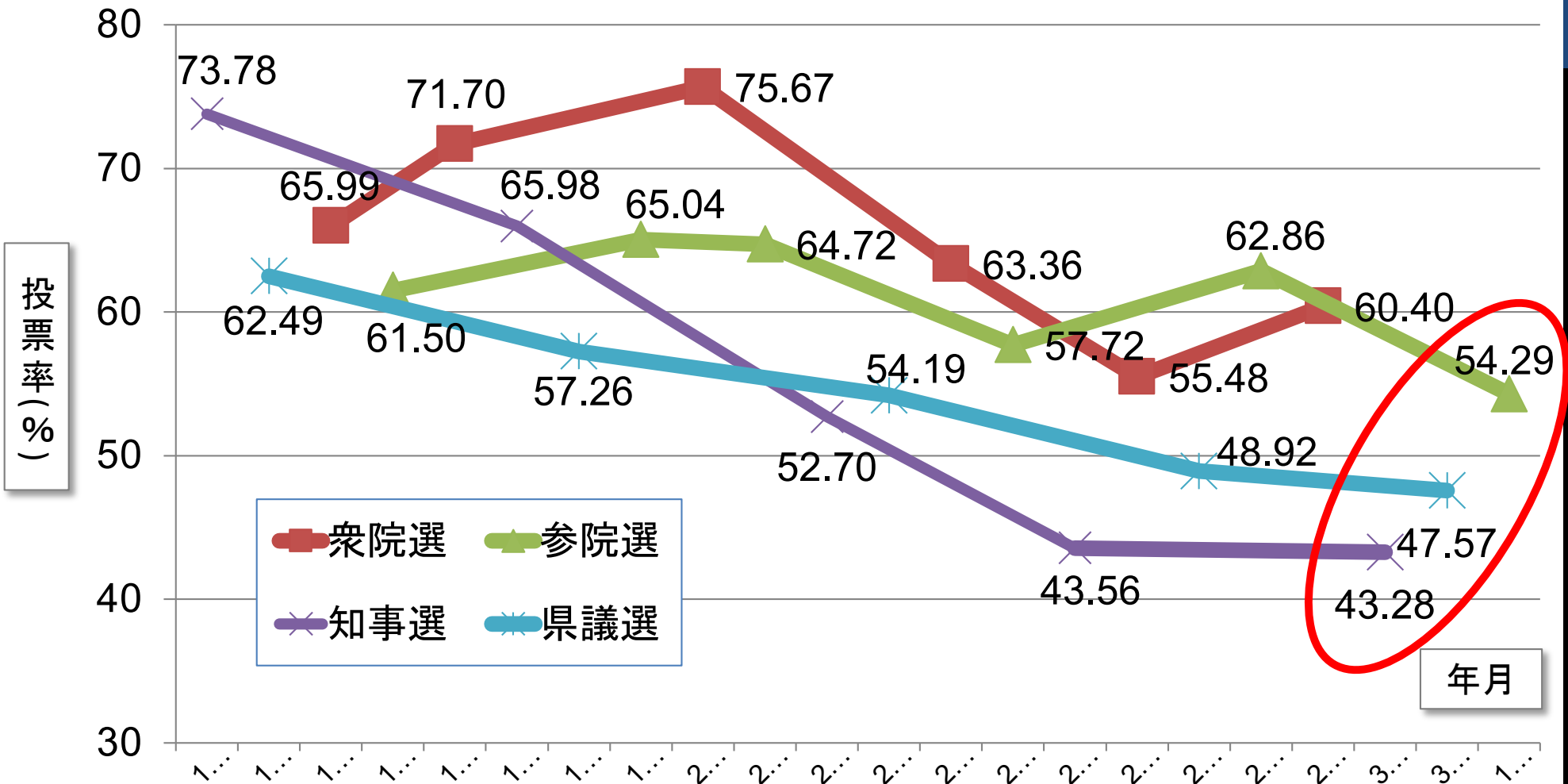
(政治資金収支報告書との混同に注意)

3

1 8歳選挙の現状

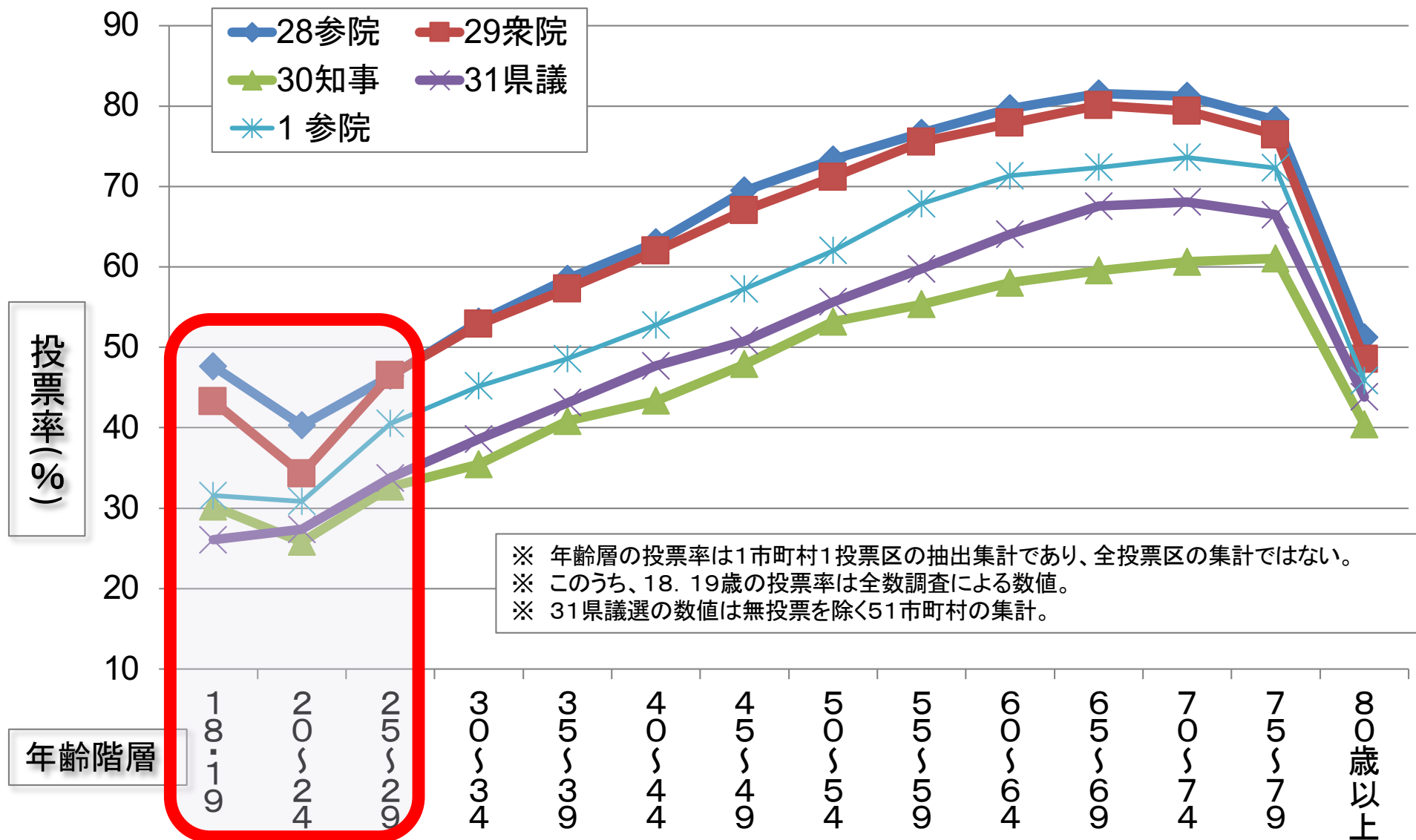


各選挙の投票率の推移



- ・投票率は、長期的には低落傾向
- ・直近の3選挙の投票率は、いずれも過去最低を更新

各選挙の年齢層別投票率（長野県）



➤ 他の年齢層と比べて若者の投票率は低い。20代前半が最低。

投票環境・ 制度周知

- 住民票の異動
- 不在者投票
- 期日前投票所等の充実

主権者教育

- 投票間近の高校生
- 義務教育段階
- 地方政治への関心

期日前投票所等の充実

➤ 18歳選挙権施行後の地方選挙の状況

① 高校生の有権者が少ない年度初めの選挙で投票率が低迷

→ 同じ居住地の児童・生徒が集まる小中学校の時代から地方選挙にも目が向くよう自治体ごとの取組が必要。

② 参院選後の18の選挙のうち16の選挙で、19歳の投票率は18歳より低い

→ 高校卒業後の若者への働きかけや投票しやすい環境づくりが課題。

住民票異動に関する啓発

進学や就職等で引っ越しする方向けに周知チラシを総務省において作成し、大学・短期大学校・各種専修学校や各市町村の窓口等において配布



進学や就職などで引っ越しをされた方は、原則、現在住んでいる寮・アパート等が住所地になります。

住民票は、選挙人名簿などの各種の登録や行政サービスにつながる大切な情報ですので、忘れずに移しましょう。

転出・転入の手続きは簡単です!

引っ越し前の市区町村 (転出届) → 引っ越し後の市区町村 (転入届)

転出届を提出し、転出証明書を受け取る → 転入届を提出し、転入証明書を受け取る

○ 転入届の際には、記載事項の変更のため、マイナンバーの「通知カード」や「マイナンバーカード(個人番号カード)」をお持ちください!

引っ越しをされる方は注意が必要です!

選挙で投票する場所は、原則として住民票のある市区町村です。異なる市区町村に転出した方で、住民票を移していない、又は住民票を移して3カ月経過していない場合は、**新しい住所地で投票できません。**

引っ越して3カ月経たずに選挙があるとき、投票はどうしたらいいの?

国政選挙では、旧住所地に3カ月以上住んでいれば、投票日当日に、旧住所地の投票所に行って投票するか、投票日前でも旧住所地の期日前投票所に行って投票することができます。選挙期間中に旧住所地に行くことができない場合、**不在者投票**を活用できます。
※ 都道府県(市区町村)の選挙においては、当都道府県(市区町村)の区域外に転出した方は当都道府県の選挙はできません。

不在者投票の手続き

- 1. 投票用紙等の請求**
「不在者投票請求書・宣誓書」に必要事項を記入のうえ、郵送してください。
市区町村によっては、オンラインで請求できます。詳しくは選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へお問い合わせください。
- 2. 郵送されてきた投票用紙等の受取り**
選挙区選挙の例
見本
投票用紙(内装紙と外装紙) | 不在者投票証明書 | 投票用紙
※注意 不在者投票証明書は開封しない! 投票用紙に予め記入しない!
行きやすい市区町村の選挙管理委員会 具体的な場所は選挙管理委員会に確認ください。
- 3. 不在者投票**
封筒を職員に提出後、本人確認のうえで、以下の手続きを行います。
投票用紙を封筒へ → 外装紙への署名 → 不在者投票管理センターへ提出
不在者投票管理者から、選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会に郵送するため、その所在地が分かる資料(郵送されてきた際の封筒等)を持参してください。

外国に引っ越した場合、投票はどうしたらいいの?

在外選挙制度により、外国にいても日本の国政選挙で投票することができます。投票するためには、**在外選挙人名簿**に登録する必要がありますので、お住まいの住所を管轄する日本国大使館・総領事館で申請してください。
※ 平成28年の公職選挙法の改正により、平成30年6月2日までの間において政府で定める日から、国内市区町村において申請できる制度が導入されることとなります。

在外選挙制度では、「在外公館投票」「郵便等投票」「日本国内における投票」のいずれかの方法により投票できます。
詳しくは 総務省 <http://www.soumu.go.jp/senkyo/hoho.html>
外務省 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/>

まとめ

日本国憲法の三大原則

国民主権

平和主義

基本的人権の尊重

憲法前文

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。